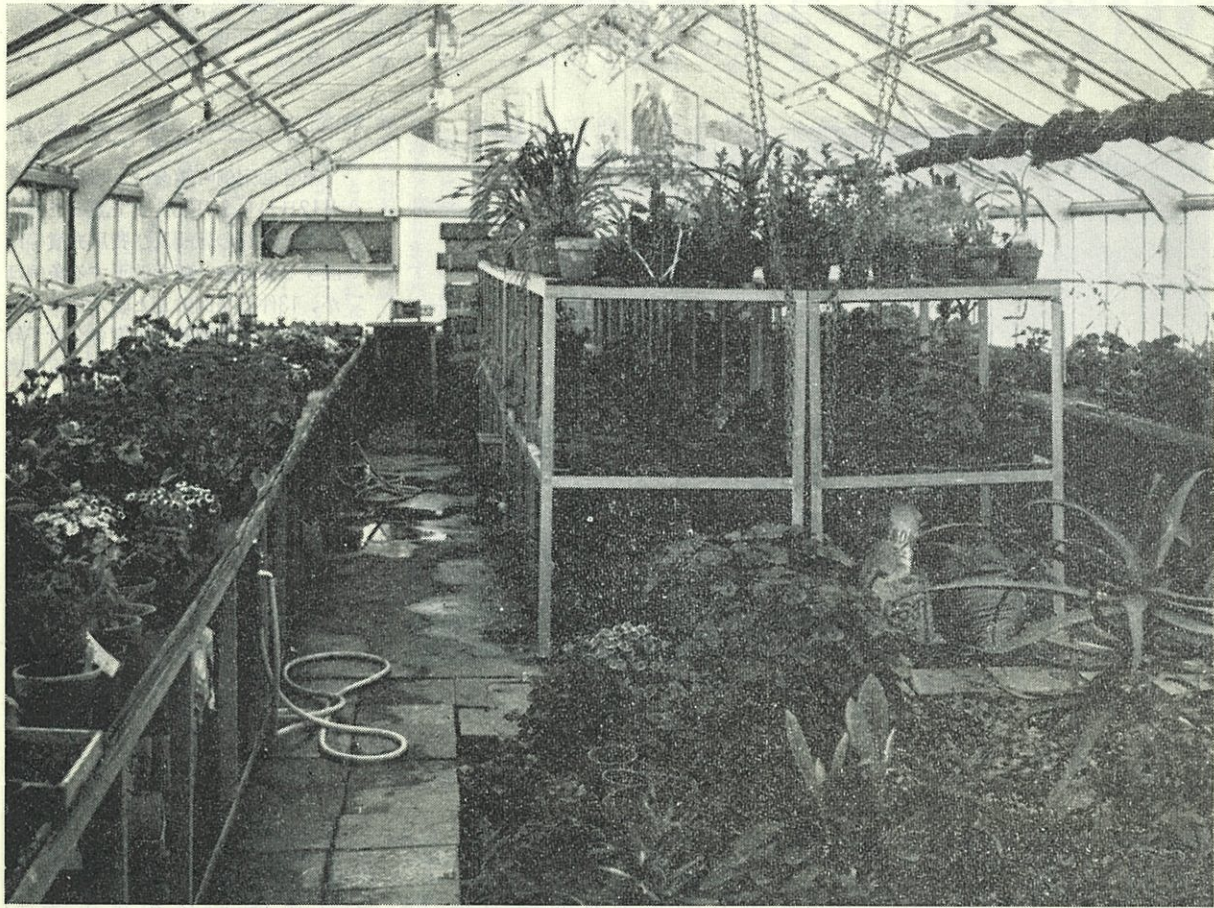


広報 ニセコ

No. 146

ニセコ町役場総務課



いせつに保存をあとでお役に立ちます。

町の人口

男……………2,553人
 女……………2,745人
 計……………5,298人
 世帯数…1,375世帯
 (49年2月末現在)

春の陽ざしをいっぱい受けて

長かつた冬も過ぎ、春が訪れてきました。
 ここ、ニセコ高等学校の温室は昨年、当地域の農業振興対策として、冬期間における植物の肥培管理実習を目的に建設されました。

現在は、草花のカラソコエー、プリムラ、シクラメン、サイネリヤ、シンビジュームなど咲きほこり、また野菜育苗などが春の出番を待つております。

昭和49年 **4** 月号

町民センター建設をめざして 公営住宅建設



【町政執行基本方針を述べる遠藤町長】

第2回定例町議会は、昭和49年3月12日から3月23日まで議場で開かれ、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ほか、13件の条例改正と収入役の選任同意ならびに昭和49年度各会計予算及び昭和48年度補正予算の議案を審議し、原案どおり可決しました。

新年度予算の総額は一般会計と有線、国保、簡水の特別会計をあわせて9億4千318万5千円。

一般会計の予算額は、7億9千622万9千円で前年度の当初予算に比較し33.7%の伸びとなっております。

なお町長は、昭和49年度予算の審議に先立ち、町政に対する所信と町政方針をつぎのように述べました。

昭和四十九年度の町政執行の基本方針と予算の大綱について申し上げたいと存じます。

私は、町長に就任してから五年目を迎へ四度目の当初予算の提出をいたしました。これまで、私の町政執行にのぞむ基本理念は、しばしば申し上げておりますように自治体行政の課題は、如何にして町を明るく豊かに振興し安定した住民の幸せを図ることが出来るか、そのためにどのような住民のための行政を推進するかを重要な行政の基本と考え、この四年間懸命の努力を傾けて参りました。

然るに、最近、世は真に激動と変革を遂げ狂乱の時代とまで言われますように、中東紛争を契機とした石油事情の変動は、我が国の経済情勢に大きな影響を与え、しつこく物価の異常な高騰、品不足など激しくゆれ動く国内情勢に対応して生活関連法案の制定、そして国民総需要の抑制などの諸施策が打ち出されたものの十分な効果をあげることなく今日深刻な状態を迎えていることは、誠に憂慮すべきことと存じます。

加えるに土地問題、産業公害、交通災害、過密過疎などの社会問題は、依然として国民的課題として論議の的となつており、国は、いまや容易ならざる事態を迎えていることは否定できない事実であります。

従いまして、地方自治体行政にあつてもこの厳しい現実の流れを

うけており、この時代に直面して自治体のあるべき姿、また町政執行の責任者として私に課せられた責務はまことに重大であり、この難局を直視し、適切果敢な行政を進めていくことが絶対の要件と考えております。

このために町政執行者としてたゆまざる努力は勿論のことではありますが、町議会議員各位の絶大なご協力、住民すべての愛町心と協力があつてこそ期待される町政が推進されるものと考えております。

今回提案いたしました予算案にこの執行の精神と具体的事業がとり入れられていることは申すまでもありませんが、現今の地方財政制度下においては国家予算を基調として予算の編成をしなければなりませんので、従来とつて来た健全財政の方針を堅持しつゝ、積極的にできる限り事業的経費に充てるため経常的経費の節減にとめまします。

なお、財源的には自主財源の伸びは、税において若干ありますが主として地方交付税の依存と、道の補助また財政調整積立基金と起債を大巾に導入するという財源措置にとめたのであります。

かくして、一般会計の総額は前年対比三三・七一%の伸び七億九千六百万円という開町以来の大型当初予算となりました。

この予算の核心基調をなす町政執行の基本方針として、
一、明るく豊かな町づくり

二、社会福祉の増進
三、道路交通網の整備
四、産業、観光の振興

町づくりの基盤充実を図るため充分に意を注いだものであります。
次に基本方針の具体的施策について申述べたいと存じます。

一、明るく豊かな町づくり

ニセコ町総合計画の副題に「山と緑の自然を愛し、明るく豊かな生活と生産の町づくり」とありますが、いまや町民は、この豊かな郷土の特性を活かした産業経済の発展と健康で文化的な地域社会を創造していくことが私どもの願望であります。

町民憲章の推進

昨年十一月三日、文化の日に我が町にも町民憲章が定まり、五項目からなる憲章は町づくりの基本精神を定めており、本年はこの憲章の趣旨にそつて具体的な運動を進めたく考えているものであります。次に明るい町づくりのために広報ニセコの果す使命は大きく今後より親しみ読みやすい広報紙の充実と心掛けて参りたいのであります。またフラワーポットによる花い

つばい運動の推進、また、住民に町政の実態をつぶさに知つていただくために町政視察の実施を計画いたしました。

さらに青年に希望をもつて働き明日の生産の活力とするために、本年から農商業の青年を道外町村に研修視察のため派遣いたしたく考えております。

町民センター建設

本年から二ヶ年継続事業で実施したいのであります。この施設は国の過疎対策事業の一環として「コミュニティセンター」を建設するもので、センターの利用は、産業教育の実施、生活改善の推進、社会保健福祉の増進、生活便益の確保、及び郷土資料の保存とうにまた集会、会議、式場とうに多目的な機能を有する総合的施設として住民が気軽に文化、レクリエーション、研修、いこいの場として利用できる施設として建設したいと思ひます。

社会福祉の推進

近年経済成長第一主義から福祉優先の国の施策は、国民の要望にそつてしだいに前向きに進んでいることは当然のことと存じます。本町においても他におくれず、この施策を重視し、その推進に努力

老人福祉

これまで老人医療費の無料化は七十才以上であつたものを六十八才以上に対象を広げ、これを全く町独自の負担で実施することになりましたのであります。

なお、この六十八才以上の方々には芙蓉荘の入湯料の無料化もあわせて考慮してあります。

さらに本年から七十七才以上の老人高齢者に対し、敬老年金五千円を贈り、これまでの労苦にいきさかでありますが、感謝の「しるし」をあらわすことにいたしました。

また、寝たきり老人のお世話のために老人家庭奉仕員の設置、七十才以上の老人の健康診査も従来どおり行ない、老人の健康保持に配慮したのであります。

児童福祉

本年誕生の「新しく町民」となつた赤ちゃんに「誕生証書」と「預金通帳」を贈つて、人生の出発を心からお祝いすることにしました。また、三才児未満の医療費の無料化、児童手当の支給についても従来どおり行います。

町立保育所の保育希望者も定数九十人を超えており利用者も喜ばれておりますが、現在の保育五名を四月から一名増員して設備ともにもその内容の充実を図つて行きます。

保健対策

住みよい町ニセコをつくるために、住民が健康で働きやすい家庭

の困らんがなければなりません。健康こそ最も大きな人間幸せの根源であり、そのために保健活動はより一層の努力を払ふ必要が有ります。保健婦と保健委員の活動をすすめて、一方インフルエンザとうの予防注射、全町民を対象とした結核検診、婦人科、胃腸病のガン検診ならびに乳幼児の医大教授による健康診断とう積極的に行つては、このほか、じん芥処理については週一回これを実施しておりますが本年は町内に殺虫剤を配布して環境衛生にとめたく考えております。

住宅の確保

住宅対策として公営住宅の建設を計画いたしました。建設用地はすでに昨本年通団地に隣接して取得済みであり、一棟四戸のもの、二棟半算化したしましたが、この事業は国の補助事業であり、今後当局に強く要請しその実現に努力いたしたいと存じます。

道路交通網の整備

ニセコ町の道路交通網は、国道五号線、道々岩内洞爺線を軸として町道一四〇本で構成されておりますが、全体の改良率、舗装率はまだ満足すべき状態ではなく、従つてこれまで土木事業を町の重点事業として経費投入を継続してきてのであります。即ち、道路交通網の整備は住民の生活を豊かにし、生産活動を活発にし、地域の産業を興し、しいては町の発展振興につながる大きな要素として

極めて緊急欠くことのできない施策であります。

道路改良事業については田下通り道路局改良工事ほか十二路線舗装新設事業については本通団地一号线舗装など九路線、このほか橋梁の架替事業一件、さらに道路補修のための碎石敷事業を含む土木事業には、投資的経費として一億円に上るとする巨額予算を投入してその対策に尽力しているものであります。

さらに、冬期における交通確保のため、除雪排雪圧雪、また雪割とうにとめ住民の生活の利益を図りたいと考えております。

交通安全

昨年度落着方面に設置した交通安全全灯については住民の好感もあり本年も八基設置したいと計画したものであります。なお町が窓口となつておりあつては、保育園児童通傷害保険については、保育園児童、生徒について三分の二の町費負担を計上し、また、市街街灯の電気料について町費で半額助成を昨年同様予算化したのであります。

産業観光の振興

今さら申すまでもなく本町の主産業は農業であります。この農業をとりまく内外の諸状況は誠に容易ならざるものがあり、米作、畑作、酪農、畜産の各分野にそれぞれ当面する難し問題が包蔵されているところであり、このため、土地基盤の整

行政執行方針

行政執行方針

備、経営の合理化、施設の近代化等、物的課題と営農意欲の増進、後継者対策の精神的面の対策推進のため町としては、限りある財政力と農家の負担力を考慮しながら、国及び道の諸制度を導入するとともに、町単独の事業及び奨励策を積極的に進めようとするのであります。

営に万全を期したいと考えております。以上、農業振興策の概略を申し上げますが、今後の諸般の状況を踏まえ、慎重に検討して参りたいと存じます。この際、農業者各位の自覚と協力を要するに、各関係団体の絶大なご協力を切にお願いする次第であります。

商工業の振興

商工業振興のため商工会ならびにニセコバス会社に対する助成を前年より引上げてその対策を講じ中小企業者に対する事業資金対策として中小企業振興融資預託貸付を従来どおり行なっております。

観光の振興

本町は国定公園ニセコ連峰の恵まれた自然観光資源を有する町であります。近年とみに脱都会、リクレーションまた、週休余暇利用の増大あるいは自然による人間の回復という観光需要はますます量的に大型の傾向にあります。加えるに北海道新幹線北回り決定以来「ニセコ」の知名度は更に一層全国的に高まり、ニセコの将来の発展性に誠心期待される今日を迎えているのであります。幸いにも観光企業のスキー場、温泉などは整備拡充がすすめられさらにはゴルフ場、ホテルが本年事業着手されるものと思われ、観光の振興に取組んだ町有地については、

教育行政方針

昭和四十九年三月定例町議会に「教育行政方針」について説明がなされました。教育行政の推進にあたりましては、町理事者、町議会ならびに教育関係機関団体等の深いご理解とご協力をいただきまして教育環境も順次改善されつつありますこと、まことに感謝いたします。

- 1. 自主研修団体(町教育研究会)の助成
2. 学校図書等の充実
3. クラブ活動用具の充実
4. 教職員住宅の新設
5. 教職員職場環境改善(全校ロッカー設置)
6. へき地校教職員児童の健康診断
7. 複式教育の振興
8. スポーツの振興
9. 高等学校施設、設備の充実
10. 農機具実習室の新設

員の自主的な研修をすすめることにも教職員および児童、生徒の福利厚生と健康管理等にも配慮してつぎのことを実施したいと思っております。
1. 自主研修団体(町教育研究会)の助成
2. 学校図書等の充実
3. クラブ活動用具の充実
4. 教職員住宅の新設
5. 教職員職場環境改善(全校ロッカー設置)
6. へき地校教職員児童の健康診断
7. 複式教育の振興
8. スポーツの振興
9. 高等学校施設、設備の充実
10. 農機具実習室の新設

本年労働省所管の「勤労者いこいの村」の建設地として決定されるよう道、国に強く要請をしております。また、先般北海道観光連盟に依頼したニセコ観光診断について近く作成が完了すると思っておりますがこれに伴いニセコ町の観光施策のあり方について再検討したいと考えております。

以上で重要指標の四項目についてその大要を述べましたが、このほか地籍調査の推進、消防施設の充実、土地対策の検討、町有林造成事業の継続等多くの施策があり、特に教育施策については私も非常に熱意をもって対峙しておりますが、教育長より詳細に説明があるものと存じ、ここでは省略させていただきますので、ご諒察願いたいと存じます。ともあれ広汎にわたる町政を推進するにあたり、限りある町の財政力では住民のすべての方々が満足できる理想に到達するには、なお相当の才力を要するものと存じますが、私はニセコ町基本構想の理念に基づき、少しでも早く計画が達成されるよう一層の努力を果す所存であります。

なほ、特別会計のうち国保会計については、療養給付費の異常な増高のため、その対策に苦慮いたし、やむなく一般会計より大中の予算を繰り出すことにならざるを得ないものと存じます。以上、申し上げましたが、膨大な昭和四十九年度の予算執行にあたり、私ども全職員、最善の努力を傾注し、施策の推進につとめることを誓い終りたいといたします。

昭和49年度 各会計予算の内訳

Table with 2 columns: 一般会計 (7億9,622万9千円), 特別会計 (有線放送電話事業 974万7千円, 国民健康保険事業 1億2,256万3千円, 簡易水道事業 1,464万6千円), 合計 (9億4,318万5千円)

ことしの主な事業

○住民の福祉を増進します

- 交通安全運動推進委員会補助 七十七万円
交通安全灯設置費 八十一万円
青年研修費 四〇万円
町民センター建設 七、八七〇万円
重度身心障害者及び母子家庭児童医療費 三十七万二千円

○生活環境設備を整備します

- 老人医療費 一、八九八万六千円
児童手当 八八九万二千円
乳幼児医療費 六二万四千元
地籍調査費 二、二七三万三千元
じん芥処理費 二、六五五万五千元
し尿処理(羊蹄山ろく環境衛生組合負担金) 二、九八八万八千元
ダンプトラック等使用料 一〇六万八千円
除雪用ブルドーザー等借上料 三八〇万円
町道補修用ズリ、砕石、石粉等購入 五、一七四万四千元
町道道路改良、舗装新設工事 八、〇六三万円

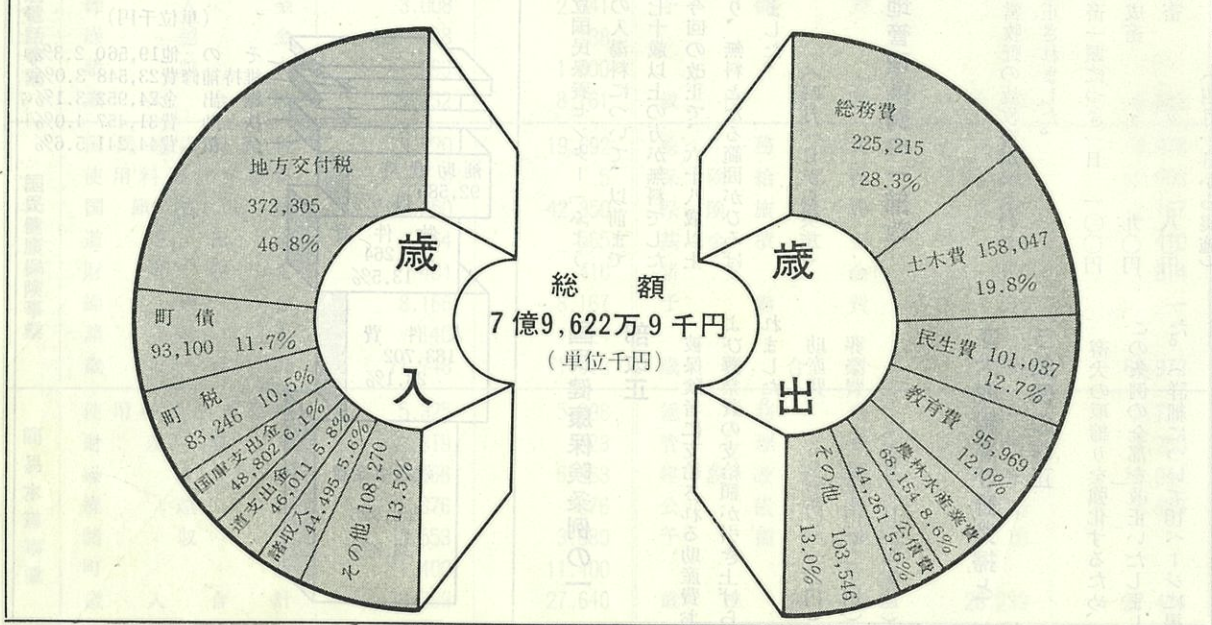
道路改良

- 田下通、一号線、有島北一線ルベンベ通、近藤豊里連絡線
瑞穂昆布連絡線、富川、名無川線、新市街東一条外一、駅前西一線、東四条通、本通団地一号线、本通一号线、本通二号线
舗装 一号線、新市街東一条外一、

○産業の振興をはかります

- 町有林造成事業 八六九万五千元
馬鈴薯種子対策委員会事業補助 七〇万円
甜菜紙筒栽培事業補助 一六八万円
水田転作甜菜栽培奨励補助 六〇万円
畜産振興事業補助 六〇万円
豚購入資金貸付金 一、二〇〇万円
肉牛子牛購入資金貸付金 三〇〇万円
町営牧野有刺鉄線等資材及び肥料代 一、三二万七千円
シヨベル等使用料 一七二万四千元
小規模土地改良事業補助 九〇万円
農業構造改善事業 八二五万五千元
畜産団地造成(豚舎)事業補助

一般会計歳入歳出の内訳



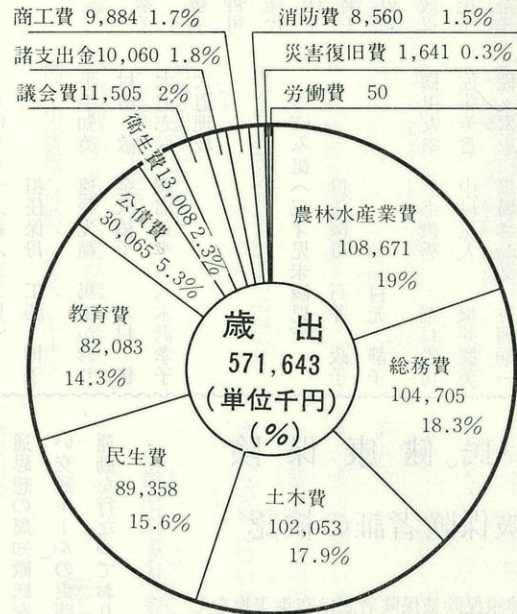
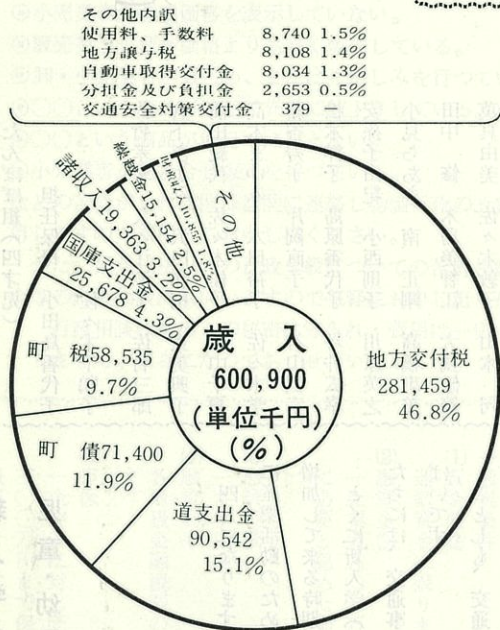
各会計決算認定される

昭和47年度

昭和47年度一般会計決算額

歳入 600,900,501 円
 歳出 571,642,789 円
 翌年度繰越額 29,257,712 円

昭和48年12月18日開催の第10回定例町議会に提出された、昭和47年度ニセコ町各会計の決算は、決算審査特別委員会に附託され、検討がすすめられていましたが、このほど町議会で原案どおり認定されましたので、そのあらましをお知らせいたします。



各特別会計決算額

会計別	歳入		歳出			
	科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
有線放送電話事業	使用料及び手数料	4,587	4,655	総務費	3,770	3,689
	分担金及び負担金	169	88	管理費	1,775	1,627
	財産収入	37	39	公債費	3,368	3,346
	繰入金	3,008	2,841	子備費	19	-
	繰越収入	138	138	歳出合計	8,932	8,662
国民健康保険事業	繰越収入	993	1,000	総務費	4,301	3,978
	国民健康保険税	19,220	19,692	給付費	63,285	62,603
	使用料及び手数料	4	5	施設費	2,701	2,167
	国庫支出金	43,250	42,350	積立金	410	410
	道支出金	564	565	諸支出金	817	814
簡易水道事業	財産収入	404	410	子備費	234	-
	繰越収入	8,166	8,167	歳出合計	71,748	69,972
	繰越収入	140	424	総務費	2,764	2,721
	使用料及び手数料	5,325	5,298	管理費	3,468	3,250
	財産収入	319	323	建設費	18,354	18,044
簡易水道事業	繰越収入	7,266	6,563	改良費	3,643	3,459
	繰越収入	376	376	子備費	10	-
	繰越収入	3,553	3,680	歳出合計	28,239	27,474
	繰越収入	11,400	11,400			
	歳入合計	28,239	27,640			

農地造成改良工事 二五九万円
 商工会事業補助 二五〇万円
 中小企業振興融資預託貸付金 三〇〇万円
 観光協会事業補助 七〇万円
 ○教育施設の整備充実をはかります
 ニセコ町蘭越町学校組合分担金 二七〇万円
 小学校

校舎営繕工事 三七六万六千円
 校具、教材備品購入 二二七万円
 教材備品理科教育備品 二四六万八千円
 児童通学費負担金 三二万五千円
 準要保護児童就学扶助 七六万七千円
 中学校
 校舎営繕工事 一一七万円
 校具、教材備品 一四三万二千円
 教材備品産業教育理科教育備品

生徒通学費負担金 一一〇万九千円
 準要保護生徒就学扶助 三五万五千円
 高等学校 一一〇万五千円
 校具教材備品 一四万七千円
 農機具実習室新設工事 四五〇万円
 産業教育設備等備品 六〇万円
 体育協会補助 六〇万円

収入役に 菊地哲夫氏 選任同意

前収入役森恵氏が一身上の都合により三月三十一日付をもって退職されることになりましたので、このほど開かれた町議会で提案された収入役の選任同意について満場一致をもって菊地哲夫氏(総務課長)が選任同意されました。

町監査委員に 三ツ本氏再任

ニセコ町監査委員の選任 二月二十七日にひらかれた第一回臨時議会において三月七日の任期満了にともない三ツ本泰造氏は議会の同意を得てニセコ町監査委員に再任されました。

改正された主な条例

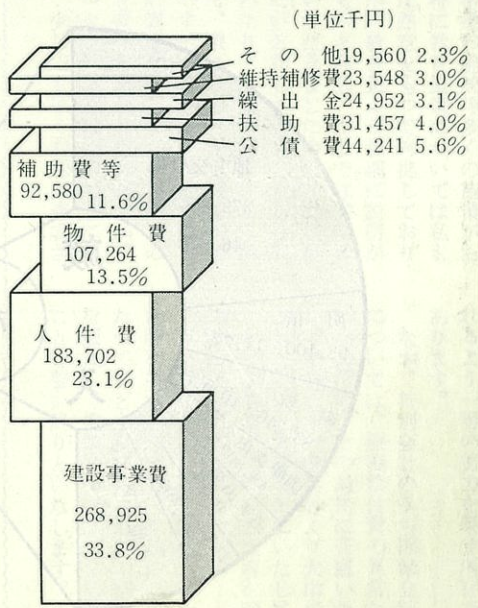
ニセコ町敬老年金条例の制定

77歳以上の老人に 年額五千円を支給
 老人福祉の増進をはかるため、九月一日現在(基準日)においてニセコ町に引続き一年以上住んでいる七十七歳以上の老人に敬老の意を表し、年額五千円を毎年九月に支給することになりました。
 この条例が制定され、四月一日から実施されます。
 老人医療費の助成に関

する条例の一部改正

68歳以上が無料に
 昭和四十六年に「老人医療費の助成に関する条例」が制定され、満七十歳以上の老人の医療費を全額町で助成することになりましたが、今回の条例改正で、その年齢が六十八歳に引き下げられました。
 (四月一日から実施)
 使用料徴収に関する条例の一部改正
 「ふよう荘」の入湯料も 68歳以上が無料に

一般会計歳出性質別予算の内訳



草的管理条例の一部改正

町営牧野の放牧料が「ふよう荘」の入湯料について、以前までは満七十歳以上の方が無料でしたが、今回の改正で、六十八歳以上になり、無料となる範囲がひろげられました。
 (四月一日から実施)
 助産費 二万円(二万円)
 葬祭費 五千元(二千元)
 (四月一日から実施)

国民健康保険条例の一部改正

町立国民健康センター「ふよう荘」の入湯料について、以前までは満七十歳以上の方が無料でしたが、今回の改正で、六十八歳以上になり、無料となる範囲がひろげられました。
 (四月一日から実施)
 被保険者に支給される助産費および葬祭費の支給額が引き上げられました。
 畜犬取締及び野犬掃とる条例の改正
 畜犬の取締りを強化するため、この条例の全部を改正いたしました。(詳細について10ページに掲載)



入所児童は

八〇名

- ひまわり組(五才児) 担任保母 榛 泰子
- たんぼぼ組(四才児) 担任保母 小田鳥香代子 佐々木千鶴子
- ちゅうりつ組(三才児) 担任保母 工藤 博子
- ひまわり組(五才児) 担任保母 榛 泰子
- 平手知美 遠藤光範 馬場かおり
- 村田 敏 金沢祐子 木村 修
- 大道志保 磯部正幸 八木沢孝子
- 大道理枝
- つぼみ組(三才児未満児) 担任保母 石井 政子 村元 静子
- 横田友幸 重森俊秀 堀口貴司
- 佐藤美香 中村正人 坂井麗美
- 佐々木恵 馬場さかえ 吉岡順一
- 高木康幸

新入学(園) 児童・幼児を

交通事故から守ろう

春の交通安全道民総ぐるみ運動実施

家庭においてもよろしくご協力願います。

◎実施期間

昭和49年4月6日(土) から
昭和49年4月15日(月) まで

◎運動の重点

- (1) スクール・ゾーンの整備充実
- (2) こどもと母親に対する交通安全教育の実施
- (3) 自転車利用の安全対策の推進
- (4) 運転者等に対する安全運転の励行指導

交通事故から守って楽しい通学



国民健康保険 被保険者証の検認

国民健康保険被保険者証は昨年書換をしましたので、ことしは検認の年になります。国民健康保険制度のことについては2月に開催いたしました衛生教室でお話しましたのでご承知のことと存じますが、現在所持しています被保険者証の検認を受けていないものについては5月1日以降使用できなくなります。

親元をはなれ学校等にいつている場合、早めに取り寄せて検認をすませるよう準備してください。

なお、家内移動のある場合も14日以内に届出をすませましょう。検認の日程は後日駐在員を通じ連絡いたしますが、急を要する方は役場国保係までおいでください。被保険者を確認の上検認事務をおこないますからお申し出ください。

現に3月中に就職等が定まつて他保険に入るような場合も早めに手続きをしてください。

ニセコ町物資需給

緊急対策本部が設置

最近における石油、生活物資の需給動向に緊急に對処し、総合的な対策の推進をはかるため、ニセコ町物資需給緊急対策本部が三月一日から設置されました。

- 業務について
- * 需給動向の調査に関すること。
 - * 供給確保に関すること。
 - * 需給抑制に関すること。
 - * 情報の収集、提供及び苦情相談に関すること。
- 対象品目について
- * 生活必需物資
 - 灯油、プロパン、野菜、魚、食肉、小麦粉、砂糖、みそ、しょう
- その他緊急対策に関し必要なこと。

ゆ、合成洗剤、シャンプー、歯みがき、歯ブラシ、マット、ガーゼ、食用油、石けん、トイレットペーパー、ポリフィルム、脱脂綿(以上担当「産業課」、学用品(教育委員会)

* 農業生産資材(産業課)

* 建設資材(産業課)

本部の組織について

本部長は町長とし、副本部長は助役を、また、部員には各課長等をもつて組織し、総務課に事務局をおきました。

あつせん及び苦情の受付

生活必需物資の苦情の受付は、総務課が窓口となります。また具体的な処理については、担当する課が対応いたします。

中小企業のみなさん

年度末金融をご利用ください

※融資対象
道内に事業所を有する中小企業者(遊興娯楽などの業種は除く)

※融資条件
(1) 資金使途
運転資金に限ります。

(2) 融資金額
一企業者五〇〇万円以内(とくに必要と認められた場合七〇〇万円)

(3) 融資期間
一カ年以内

(4) 融資金利率
各取扱金融機関の利率によりま

(5) 担保
一企業者に対し既往残高を含め三〇〇万円まで保証人のみで取扱ができます。ただし、三〇〇

万円を超えても事情により保証人のみで取扱することがあります。

※信用保証
(1) すべて信用保証協会の保証付とします。

(2) 保証料率はつぎのとおり
無担保、無保証人保証
年〇・七二%
年〇・七六%
年一・二四%

※取扱金融機関

北海道拓殖銀行、北海道銀行、北洋相互銀行、北海道相互銀行、各信用金庫、各信用組合、道外本店銀行の道内支店

※申込受付期間

昭和49年4月30日まで

生活関連物資に関する 苦情相談に応じます

行政相談委員 藤本実雄

行政監察局では、生活関連物資等に関する苦情、相談、要望について町民の皆さまのご協力を要請しております。たとえば、

- ◎小売業者が標準価格を表示していない。
 - ◎販売業者が標準価格よりも高く販売している。
 - ◎卸・小売業者が買占め、または売惜しみを行っている。
 - ◎〇〇〇という商品が地元で異常に値上りしている。
 - ◎〇〇〇〇という商品が地元では買えない。
 - ◎小売業者が抱き合せ販売を行っている。
- などの苦情があれば関係機関に連絡し物価行政の改善に活用しますので積極的に申し出てください。
- また、緊急三法以外の行政全般についての苦情相談や集会等の出張相談にも伺いますので気軽にお申し出ください。行政相談は申出人の秘密は守られ、費用は一切かかりません。親身になつてあつせんいたします。

町の目誌

- 3月
- 1日~15日 所得税の申告
 - 6日 教育委員会
 - 7日~30日 野犬そどう実施
 - 8日 ニセコ町・蘭越町学校組合議会
 - 9日 寿大学修了式
 - 11日 富田家庭教育学級
 - 12日~23日 第二回定例町議会
 - 13日 結婚相談所運営協議会
 - 13日~14日 母親学級
 - 14日~17日 町長過疎農道陳情のため上京
 - 16日 観光審議会
 - 23日~24日 第三回ニセコスキーマツリ
 - 26日~29日 町長農畜産物統一要求価格実現要請のため

畜犬の取締りを強化

畜犬登録の時期です

畜犬登録を要する畜犬は生後九〇日以上の犬です。一度登録してあるからそれでよいということではありませんが、畜主は必ず登録手続を行なってください。

畜犬の登録期間は四月一日から四月三十日までとします。この三十日間は昨年までの登録犬については二〇〇円、その他新規登録犬については三〇〇円となります。

新規登録犬の登録はいつでも衛生係窓口で受付けておりますから畜主は必ず登録をしてください。

畜犬および野犬そうとう条例が改正

なお、昭和四十九年四月一日から畜犬及び野犬掃とう条例が改正になりましたので改正点の主な部分をお知らせいたします。充分にご注意の上この条例を守ってください。

もし、条例に違反した場合は今までと違い通告後指示に従わない場合は直ちに告訴の手続きを取りますことをあらかじめご承知ください。

ニセコ町畜犬及び野犬掃とう条例の主な改正点はつぎのとおりです。

第三条の2

何人も町長の指定する場所以外の場所に畜犬を捨ててはならない。

第八条の3

けい留されてない畜犬はこれを掃とうすることができ

第十四条

次の各号に該当し違反した畜犬主に対してはそれぞれ罰金又は科料に処する

三万円以下の場合

畜犬のけい留違反

加害畜犬の処分命令違反

一万円以下の場合

指定する場所以外に畜犬を捨てた場合

畜犬飼育改善等の措置命令に従わない場合

畜犬の加害届をしない場合

五千元以下の罰金又は科料

畜犬飼育の表示をしない場合

当該吏員の立入検査を拒否した場合

水虫退治は

今のうちに

水虫はカビの一種の白癬(せん)菌が皮膚の表面に寄生して起こる皮膚病です。

カビというの

は高温のところ

を好みますから

日本の夏はたい

へん住みよいわけ

とくに靴の中でむれている足は

水虫のもつとも好むところであつ

て、一日中、靴をはいている人は

夏の間中水虫に悩まされる場合も

少なくありません。このような水

虫も寒くなるにつれて軽くなりま

すが、これはなおつたのではな

く、活動をやめてじつとしている

のですから、そのままにしてお

けば、あたたかくなるにつれて、必

ず再発します。

活動停止中に徹底的になおして

しまうのがいち

ばん効果があ

りますから、毎年

水虫に悩まされ

ている人は、いまのうちに専門医

に相談してください。

軽いものでしたら、一日二回朝

と晩ヨードチンキをぬることを、

一、二週間続けるだけでもよいの

です。

一口医学

戸籍の窓口

2月21日 から
3月20日 まで

▶ご結婚おめでとう

若山 忠彦 = 大野 みつえ (本通5)

▶お誕生おめでとう

長谷川 真由美	清	(温 泉)
沢 井 律 子	義 孝	(松 岡)
久 保 さやか	孝 俊	(福 井)
高 橋 康 二	武 男	(本通1)

▶おくやみ申し上げます

山 本 チサト	83歳	(福 井)
高屋敷 円 蔵	80歳	(昆 布)

るみ運動実施

実施期間

隣にも声かけあつて良い防火

春の火災予防運動実施

4月20日から5月19日まで、全道一斉に春の火災予防運動を行います。

昨年道内で発生した火災で125名もの尊い生命が失われました。その過半数は、老人、子ども、病弱者です。各家庭の火の元の点検、ひなん体制をたてましょう。

四月から役場の

執務時間が変更

四月一日から役場の執務時間が変更になりましたのでお知らせいたします。

午前八時三十分から
午後五時 まで
ただし、土曜は正午まで